

青森県報

第二千五百四十七号

平成十七年
十月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 字区域の変更……………(市) 振興町 課 村 …… 一
- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青) 少年 課 …… 一
- 家畜伝染病検査の実施……………(畜) 産 課 …… 二

公 告

- 換地処分……………(農) 村整備課 …… 二
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(教) 育 庁 …… 二
- 右 同……………(同) …… 三
- 県有地等の売却に係る一般競争入札……………(警) 察 本 部 …… 三
- 選挙管理委員会……………(会) 計 課 …… 三
- 風間浦村農業委員会委員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(事) 務 局 …… 五

告 示

青森県告示第八百二十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、東

北町長から東北町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十七年十月二十九日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

上北郡東北町

大字大浦字揚津下九の二の一部、九の六の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに大字大浦字揚津下二の二、二の四から二の六までの地先の道路、水路である公有地の一部を大字大浦字下居合に編入する。

大字大浦字才市田一の二、四、大字大浦字塚浦一の一、四、五の二、五六の三、五六の四、五七の一、五七の二に隣接する道路、水路である公有地の一部、大字大浦字才市田一の二、一の三、四の地先の道路である公有地の一部、大字大浦字揚津下四の二の地先の大字大浦字下居合の道路である公有地の一部を大字大浦字揚津下に編入する。

大字上野字上三田一の三、五の三及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字大浦字下田に編入する。

青森県告示第八百二十四号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二六五	書籍	裏モノJAPAN 十一月号	鉄人社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項
二六七		レイブリス・コミック微熱 十一月号	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項
二六七		ヒミンの誘惑体験 Summer Special 微熱 SUPER 増刊	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項

三六六	レディースコミック・タブー 十一月号	三和出版
三六九	増刊 劇漫スペシャル 近代麻雀十月三日増刊号	竹書房
三六〇	パソコンパラダイス 十一月号	メディアック

青森県告示第八百二十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

一、〇〇〇羽以上飼養する養鶏場において、採卵の用に供する目的で飼養されている鶏

四 実施の期日

平成十七年十一月五日から平成十八年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所

長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

才市田地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市矢作一丁目五三の一七	宅地	三〇八・七七平方メートル

二 予定価格

九百七十三万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市矢作一丁目五三の一七

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁会議室（青森県警察本部庁舎六階）

2 日時

平成十七年十一月十一日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年十一月四日午前十一時から、青森市矢作一丁目五三の一七において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
青森市八重田三丁目六七の九	宅地	二二六三・〇九平方メートル

二 予定価格

八百五十二万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市八重田三丁目六七の九

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁会議室（青森県警察本部庁舎六階）

2 日時

平成十七年十一月十一日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年十一月四日午後一時から、青森市八重田三丁目六七の九において現場説明を行う。

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる県有及び警察共済組合所有の物件の売却

建 物			土 地		
所在地	家屋 番号	構造等	所在地	地目	地積
青森市青柳二丁目一の六 一の一三、一の一六	一六番	鉄筋コンクリート造 六階建	青森市青柳二丁目一の二六	宅地	六二九・六一平方メートル
青森市青柳二丁目一の六 一の一三、一の一六	一六番	鉄筋コンクリート造 六階建	青森市青柳二丁目一の二三	宅地	三四四・三四平方メートル
青森市青柳二丁目一の六 一の一三、一の一六	一六番	鉄筋コンクリート造 六階建	青森市青柳二丁目一の六	宅地	八二〇・四七平方メートル

- 二 予定価格
一億八百十六万七千八百五十円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
青森市青柳二丁目一の六
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課
- 六 入札及び開札の場所及び日時
1 場所
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部庁舎 八階第一会議室
- 2 日時

平成十七年十一月十七日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年十一月九日午後一時三十分から、青森市青柳二丁目一の六において現場説明を行う。

3 県有と警察共済組合所有の売却物件の区分は次のとおりである。

建 物			土 地		
所在地	家屋 番号	構造等	所在地	地目	財産の所有区分
青森市青柳二丁目一の六 一の一三、一の一六	一六番	鉄骨造 二階建	青森市青柳二丁目一の二六	宅地	警察共済組合所有
青森市青柳二丁目一の六 一の一三、一の一六	一六番	鉄筋コンクリート造 六階建	青森市青柳二丁目一の二三	宅地	警察共済組合所有
青森市青柳二丁目一の六 一の一三、一の一六	一六番	鉄筋コンクリート造 六階建	青森市青柳二丁目一の六	宅地	警察共済組合所有

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七三三 四二二一 内線二五三・二二五四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十七年七月十日執行の風間浦村農業委員会委員一般選挙における当選の効力に
関し、下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷三六番地二木下敷から提起された審査の申立
てに対し、次のとおり裁決したので、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律
第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二
百十五条の規定により告示する。

平成十七年十月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

裁 決 書

下北郡風間浦村大字蛇浦字新釜谷三六番地二

審査申立人 木 下 勲（六十五歳）

右審査申立人から、平成十七年八月二十三日に提起された同年七月十日執行の風間
浦村農業委員会委員一般選挙の当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会
は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成十七年七月十日執行の風間浦村農
業委員会委員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関し、風間浦村
選挙管理委員会（以下「村委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、村
委員会は、同年八月十一日付けをもって棄却の決定（以下「原決定」という。）を行っ
た。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の
最下位当選人渡谷昭一（以下「渡谷昭一候補」という。）の当選を無効とする旨の裁
決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

投票用紙には、注意書きとして候補者でない者の氏名は書かないことが明記されて
いるが、投票中に「渡谷へい」と記載された投票があり、開票立会人が無効である
との意見を付したにもかかわらず、開票管理者が当該投票を渡谷昭一候補の有効投票
としている。「渡谷平一」は、昭和四十三年七月から平成四年七月十七日の死亡時ま
で渡谷昭一候補と同一世帯に居住していた実兄であるが、本件選挙における被選挙権
者ではない。「渡谷へい」と記載された投票は、同人の氏名を記載したものと解す
べきであり、渡谷昭一候補と氏が同じことから選挙人は誤認を避けるために「渡谷へ
い」と記載したものと解すべきで、渡谷昭一候補の氏名を誤記したのではない。
したがって、「渡谷へい」と記載された投票は、無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、村委員会に弁明書の提出を求め、これを
徴し、申立人に送付した上で反論書の提出を求め、これを徴した。また、村委員会に
選挙録その他の関係書類の提出を求め、これらの事実関係を調査するとともに、「渡
谷平一」の生前の状況について調査を行った。さらに、平成十七年十月十二日風間浦
村中央公民館内において、村委員会が保管する本件選挙の全投票について職権により
提出を求め、村委員会委員長の立会い及び申立人の参観のもとに、その梱包及び封印
に異常のないことを確認した上で、開披点検を行った。

開披点検においては、梱包されている投票の数が選挙録記載のとおりであることを
確認した上で、申立人の指摘する投票のみならず全ての投票について、農業委員会等
に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法
（昭和二十五年法律第百号。以下「準用法」という。）第六十八条の規定に反しない
限りにおいて準用法第六十七条後段の規定の趣旨に則り、その効力及び帰属について
厳正公平に検討した。

一 開披点検の結果について

開披点検の結果、申立てに係る投票として、渡谷昭一候補の有効投票の中に「渡
谷へい」と記載された別記投票（以下「本件投票」という。）が確認された。な
お、本件投票以外に、その効力が疑問となる投票は存在しなかった。

二 審査申立ての理由に対する当委員会の判断について

およそ投票の効力の判定に当たっては、投票の記載から選挙人の意思が判断でき
るときは、できる限りその投票を有効とするように解すべきであり、また、その選
挙人の意思の判断に当たっては、候補者制度を採る選挙においては、投票の記載が
候補者以外の何人かを表示したものと推測すべき特別の事情がない限り、選挙人は

候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきであるとされている。

本件選挙においては、「渡谷」姓の候補者は渡谷昭一候補しかなく、名の最後に「一」という文字が使用されており、「へい」の名や姓名の文字の配列が類似する候補者も渡谷昭一候補しかない。このため、本件投票においては、候補者以外の何人かを表示したものと推測すべき特別の事情がない限り、選挙人が渡谷昭一候補に投票しようとしたもので、失念あるいは記憶違いにより誤記したものと推定すべきものである。

ところで、申立人は、「渡谷へい」と記載された投票は、渡谷昭一候補の実兄である「渡谷平一」の氏名を記載したものと解すべきであり、渡谷昭一候補と氏名が同じことから選挙人は誤認を避けるために「渡谷へい」と記載したものと解すべきであると主張している。選挙人が「渡谷平一」に対して投票しようとしたものと認めることができる特別の事情があるかどうかについて調査を行った。

その結果、申立人の主張どおり、「渡谷へい」と呼び名が同一である渡谷昭一候補の実兄の「渡谷平一」（大正元年九月生、平成四年七月死亡）が過去に実在し、渡谷昭一候補と同人の現在の住所地において、死亡するまでの間の十年以上同居していた事実が認められた。しかし、「渡谷平一」は、農業と漁業により生計を立てていたほかは、地元において、漁業協同組合の組合長及び自治会の会長等の役員を務めたことがないこと、また、公職に就いたこと及び選挙に立候補した事実がないことが認められ、生前、特に著名な人物であったという事情は認められなかった。これらのことから、選挙人が、候補者ではなく既に故人でもある「渡谷平一」にあって投票したと推定できる特別の事情があったと認めることはできない。

したがって、本件投票は、選挙人が渡谷昭一候補に投票しようとしたものの、失念あるいは記憶違いにより誤記したものと推認され、渡谷昭一候補の有効投票と解するのが相当である。

次に、投票の効力の決定については、準用法第六十七条の規定により、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定するものであり、あくまで開票管理者の権限である（本件選挙においては、準用法第七十九条第一項の規定により、開票事務と選挙会事務を合同して行っている（平成十七年七月五日風間浦村選挙管理委員会告示第二十二号）ので、同条第三項の規定により、投票の効力の決定権を有するのは選挙長である。）。したがって、本件選挙において、選挙立会人すべてが無効投票と

意見を付した投票が存在したとしても、当該投票の効力の決定権を有するのは選挙長であるから、本件投票の効力の決定事務手続きは正当なものである。

以上の結果から、選挙会が決定した各候補者の得票数に相違はなく、申立人と渡谷昭一候補の得票数には異動がないことから、原決定を取り消し、渡谷昭一候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張には理由がない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成十七年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

別記

氏名	渡谷へい
候補者	〃

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭